

## みなと振興交付金交付要綱

### 第1 通則

みなと振興交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年運輸省令第36号）、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年港管第814号）、その他法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### 第2 趣旨

本交付金は、知恵と工夫をこらし地域の活性化に寄与するみなとの振興を図る港湾所在市町村等の取組を支援するものである。

### 第3 交付金の交付対象

#### 1 交付対象事業

本交付金を充てることができる交付対象事業は、第5の規定により国土交通大臣の認定があった第4に規定するみなと振興計画に記載されている別表1に掲げる事業とする。

#### 2 事業主体

本交付金の事業主体は、事業を行おうとする港湾の港湾区域を地先水面とする地域を区域とする港湾所在市町村（政令指定都市を含む。以下「港湾所在市町村」という。）及び港湾管理者又は港湾所在市町村とする。

#### 3 交付金の交付先

本交付金の交付先は、事業主体である港湾所在市町村及び港湾管理者又は港湾所在市町村とする。

### 第4 みなと振興計画

1 本交付金の交付を申請しようとする事業主体は、単独又は共同で、本事業の達成すべき目標及び達成状況を客観的に評価できる指標や事業計画を定めたみなと振興計画を策定するものとする。但し、港湾管理者が港湾所在市町村以外の場合は、港湾所在市町村と共同ではなく単独でみなと振興計画を策定して申請者となることはできないものとする。

2 事業主体は、みなと振興計画を作成しようとするときは、当該港湾や地域の関係者の意向を十分に反映するとともに、当該港湾に港湾計画が定められている場合には、港湾計画との整合性を確保するものとする。

3 みなと振興計画の計画期間は原則5箇年以内とする。

### 第5 みなと振興計画の申請・認定

1 事業主体は、国土交通省港湾局長が別に定める様式のみなと振興計画認定申請書を

国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 当該申請書の提出は、国土交通大臣が別に指定する日までに行うものとする。
- 3 国土交通大臣は、1の規定による認定の申請があったみなと振興計画が次に掲げる基準に適合するときは、それを認定し、事業主体にその旨を通知するものとする。
  - 一 第2の趣旨に適合するものであること
  - 二 当該みなと振興計画の実施が当該地域における地域の活性化に相当程度寄与するものであると認められること
  - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
  - 四 別表1第1項から第6項までの事業ごとの要件の欄に掲げる経費（事務費を含む）を合計した額（以下「総事業費」という。）が1億円以上であること。

#### 第6 みなと振興計画の変更申請

第5の3の規定により国土交通大臣から認定を受けた事業主体（以下「認定事業者」という。）がみなと振興計画の変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）を行おうとする場合は、国土交通省港湾局長が別に定める様式のみなと振興計画変更申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

#### 第7 交付金の交付期間

交付金を交付することができる期間は、みなと振興計画に基づき交付対象事業が実施される年度から起算して、原則5箇年以内とする。

#### 第8 交付限度額

- 1 第10に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額は、次に掲げる式により算出した額とする。

$$\text{交付限度額} = (A \times \quad)$$

A みなと振興計画に記載されている別表1第1項から第5項までの事業（以下「基幹事業」という）ごとの要件の欄に掲げる経費  
みなと振興計画に記載されている別表1第1項から第5項までの事業ごとの交付限度額を算定する場合に用いる基礎率の欄に掲げる率

- 2 1に規定する交付限度額のうち、基幹事業に対する交付金の交付額は、次に掲げる式により算出した額とする。

$$\text{基幹事業に対する交付額} = A \times \text{交付限度額を総事業費で除して得られる値}$$

- 3 1に規定する交付限度額のうち、提案事業に対する交付金の交付額は、次に掲げる式により算出した額とする。

提案事業に対する交付額 =  $B \times$

B みなと振興計画に記載されている別表 1 第 6 項の提案事業の要件の欄に掲げる経費

4 複数の認定事業者が基幹事業を実施する場合の各認定事業者への基幹事業の交付額は、次に掲げる式により算出するものとする。

認定事業者 i の基幹事業に対する交付額 =  $(A_i \times ) \times A / \text{総事業費}$   
A<sub>i</sub> 認定事業者 i が行う基幹事業の経費

5 複数の認定事業者が提案事業を実施する場合の各認定事業者への提案事業の交付額は、次に掲げる式により算出するものとする。

認定事業者 i の提案事業に対する交付額 =  $B_i \times$   
B<sub>i</sub> 認定事業者 i が行う提案事業の経費

## 第 9 単年度交付額

### 1 単年度交付額

第 8 に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとのみなと振興交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定める。

単年度交付額 = 交付限度額  $\times C - D$

C みなと振興計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金（X）」という。）が交付される年度の年度末における交付対象事業について見込まれる進捗率

D 交付金（X）のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

### 2 事業の進捗率の変更

認定事業者は、みなと振興計画に記載されている事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第 10 に規定する引上額を含む。）すべてについて、1 の規定により算出される額にかかわらず、当該事業に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

## 第10 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。)第2条第1項に規定する適用団体が行う負担特例法施行令(昭和36年政令第258号)第1条各号に該当するものについては、国の負担額を引き上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第9の1に規定する単年度交付額とあわせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条第1項に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度の前年度のものを用いることとする。

## 第11 交付申請

- 1 適正化法第5条の規定によりこの要綱に定める交付金の交付を申請しようとする認定事業者は、国土交通省港湾局長が別に定める様式の交付申請書を国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 当該申請書の提出は、当該申請に係る事業を実施する年度の6月30日までとする。ただし、国土交通大臣が他の日を指定したときは、その日とする。

## 第12 変更交付申請

- 1 認定事業者は、増額又は一部減額して施行する場合、適正化法第7条第1項の規定により付された条件に基づき承認を受けようとする場合は、国土交通省港湾局長が別に定める様式の交付決定変更申請書を国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 適正化法第7条第1項第1号及び第3号にいう軽微な変更は、別表3に掲げるものとする。

## 第13 交付申請の取下げ

適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに、国土交通省港湾局長が別に定める様式の交付申請取下書を国土交通大臣に提出するものとする。

## 第14 遂行状況報告

適正化法第12条の規定による報告は、交付金の交付決定があった年度の11月末日現在の状況につき、その翌月の15日までに、国土交通省港湾局長が別に定める様式の遂行状況報告書を国土交通大臣に提出するものとする。

## 第15 実績報告

- 1 適正化法第14条前段の規定による報告は、各年度毎に交付金の交付決定があった事業の完了した会計年度の翌年度の6月30日までに、国土交通省港湾局長が別に定める様式の実績報告書を国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 適正化法第14条後段の規定による報告は交付金の交付の決定のあった日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに、国土交通省港湾局長が別に定める様式の実績報告書を国土交通大臣に提出するものとする。

#### 第16 みなと振興計画の事後評価

- 1 認定事業者は、交付金の交付期間が完了した時は、みなと振興計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、当該会計年度の翌年度の6月30日までに、国土交通省港湾局長が別に定める様式の事後評価報告書を国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 国土交通大臣は、1の規定に基づく報告を受けたときは、交付対象事業者に対し、必要な助言をすることができるものとする。

#### 第17 交付金の経理

認定事業者は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、みなと振興計画の交付期間終了後5年間保存しなければならない。

#### 第18 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、国土交通省港湾局長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

別表 1 ( 交付金の交付対象 )

交付対象事業	要 件	交付限度額を算定する場合に用いる 基礎率
1 . 港湾改修事業	港湾法 ( 昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号 ) 第 4 3 条第 1 項第一号又は第三号に規定する水域施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。	4/10 ( 北海道にあっては7.5/10、離島にあっては8/10、奄美地域及び沖縄県にあっては9/10 )
	港湾法第 4 3 条第 1 項第一号又は第三号に規定する外郭施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。	4/10 ( 北海道にあっては7.5/10、離島にあっては8/10、奄美地域及び沖縄県にあっては9/10 )
	港湾法第 4 3 条第 1 項第一号又は第三号に規定する係留施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。	4/10 ( 北海道及び離島にあっては6/10、奄美地域にあっては7.5/10、沖縄県にあっては9/10 )
	港湾法第 4 3 条第 1 項第二号又は第三号に規定する臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。	重要港湾5/10、地方港湾4/10 ( 北海道及び離島にあっては6/10、奄美地域にあっては7.5/10、沖縄県にあっては9/10 )
2 . 港湾公害防止施設整備事業	港湾法第 4 3 条第 1 項第四号に規定する港湾公害防止施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。	5/10 ( 沖縄県にあっては6/10 )
3 . 港湾環境整備施設整備事業	港湾法第 4 3 条第 1 項第四号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。	5/10 ( 用地1/3 ) ( 沖縄県にあっては6/10 ( 用地4/10 ) )
4 . 廃棄物埋立護岸整備事業	港湾法第 4 3 条第 1 項第五号に規定する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。	1/3 ( 沖縄県にあっては1/2 )
5 . 海洋性廃棄物処理施設整備	港湾法第 4 3 条第 1 項第五号に規定する海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良	1/3 ( 沖縄県にあっては1/2 )

事業	の港湾工事に要する経費。但し港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。	
6. 提案事業	みなと振興計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、事業実施主体の提案する地域の知恵と工夫をこらした事業等に要する経費(総事業費の20%以内)	-

別表2 (みなと振興計画の変更申請の軽微な変更)

事業費の変更	計画期間の変更
別表1第1項から第6項までの事業ごとの事業費の3割以内の増減。	計画期間の1年以内の変更であって、目標の達成に支障がなく、やむを得ないと認められるもの。

別表3 (変更交付申請の軽微な変更)

経費の配分の変更	事業の内容の変更
事務費から工事費への流用	第9の2の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更